

2025年1月吉日

2022年度・2023年度採用奨学生 各位

大阪市中央区大手通三丁目2番21号
公益財団法人戸部眞紀財団
理事長 戸部 涉

給付期間延長審議の実施について

拝啓 厳寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在貴殿に給付中の奨学金につきまして、2025年3月31日をもちまして、奨学期間が終了いたします。

当財団の奨学金は、延長を含めた給付期間の合計が最長4年までとなっております。つきましては、皆様に更なる受給機会を提供するため、給付期間延長の可否を判断する審議を実施することといたします。2025年度への延長を希望する方は添付の応募要項を参照の上、申請書をご提出いただきますようお願いいたします。

対象者は、4月以降に進級または進学する方の内、2024年度において意欲的に学業研究に取り組まれた方とし、審議の上 2025年度の1年間、給付期間を延長することといたします。進学される方につきましては、卒業（修了）から期間を置かず入学される方のみを対象といたします。（例：「3月卒業・4月入学」は可、「3月卒業・10月入学」は不可）

※ 給付期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで（秋入学の方を含む）

お忙しい時期とは存じますが、宜しく願いいたします。

敬具

記

◆ 提出書類

① 2025年度 給付期間延長申請願書（本財団指定用紙／3年目・4年目用）

② 2025年度 他機関からの奨学金について（アンケート）

※ 「2025年度への給付期間延長審議に関する応募要項」に記載の対象者に該当する方で、かつ延長を希望される方のみご提出ください。

※ 提出時に財団より送信される願書受領メールをもって申請受付といたします。
（提出すると自動返信メールが送信されます。）

◆ 提出期限

2025年2月17日（月）

◆ 提出方法

同封の「2025年度への給付期間延長審議に関する応募要項（3年目・4年目用）」

をご参照ください。

◆ 採用可否結果通知（内々定）

2025年3月末日に本人に書面、及びメールにて通知いたします。

- ※ 申請書にくわえて、成績証明書の内容を精査した上で内定といたします。
- ※ 採用内定後に財団より送付する誓約書等の書類提出をもって正式採用とし、その結果を大学及び本人に書面にて通知いたします。
- ※ 3月末日時点で活動報告書が未提出の場合は再々延長審議の対象外となります。
- ※ 採用となった場合でも、奨学金給付毎の提出を義務としている「奨学金受領書／近況報告書」の書類について、提出状況が悪い場合は採用を取り消す場合があります。

以上